

県立都市公園のあり方検討会 設置要綱

(設置)

第1条 県立都市公園における自然環境保全や、民間を活用した活性化のあり方について検討することを目的として、県立都市公園のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 県立都市公園における自然環境保全のあり方の検討に関すること。
- (2) 県立都市公園の活性化のあり方の検討に関すること。
- (3) その他県が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は委員の互選によって定める。副会長は会長の指名により選任する。
- 4 会長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 6 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(専門委員)

第4条 検討会に、専門の事項を調査又は協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他会長が必要と認める者を、検討会に諮った上で、会長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査又は協議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 第2条に規定する事務を効率的に行うため、県立都市公園ごとに部会を設置することができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、設置部会ごとに別に定める。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 検討会は、委員の過半数の出席（オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方式をいう。）を利用した会議への出席を含む。以下同じ。）がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 6 検討会の会議は原則公開とする。

(議事録)

第7条 検討会は、次に掲げる事項を掲載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員及び専門委員の氏名
- (3) 発言した委員及び専門委員の氏名
- (4) 議事の内容と要旨

2 議事録は次に掲げる事項を除いて公開とする。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項
- (2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(謝金)

第8条 委員又は専門委員が、検討会の職務を行うために会議その他の検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員又は専門委員が、検討会の職務を行うために会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

(事務局)

第10条 検討会の事務を処理するため、事務局をまちづくり部公園緑地課に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月13日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りで、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらずまちづくり部公園緑地課長が招集する。

別表（第3条関係）

県立都市公園のあり方検討会 委員名簿

氏 名	役 職
赤澤 宏樹	兵庫県立大学 教授
岩浅 有記	大正大学 准教授
小南 浩一	元兵庫教育大学大学院 教授
杉本 恵子	(公財)兵庫県スポーツ協会 理事 (公財)兵庫県障害者スポーツ協会 理事
高田 佳代子	ひょうご子育てコミュニティ 代表幹事
高田 知紀	兵庫県立大学 准教授
田中 裕子	兵庫県経営者協会 副会長
田中 まこ	ジャパン・フィルムコミッション 顧問

謝金等支給要領

第1 謝金

県立都市公園のあり方検討会の委員又は専門委員が、検討会の職務に従事したときは、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和35年4月1日付け条例第24号）に準拠し、1日につき会長に15,500円、副会長に13,000円、委員及び専門委員に12,500円の謝金を支給する。

第2 旅費

県立都市公園のあり方検討会の委員又は専門委員が、検討会の職務を行うために会議に出席し、または旅行したときは、「職員等の旅費に関する条例」（昭和35年4月1日付け条例第44号）の規定に基づく額を支給する。